

新

高知県農業集落排水事業費補助金交付要綱

別表第1（第3条関係）

補助金の名称	補助事業の種類	補助率
農業集落排水事業費補助金	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	（略）
	災害関連農村生活環境施設復旧事業（集落排水施設復旧工事）	<p>1 2の補助率が適用される場合以外の場合にあつては、補助事業費の10分の5以内</p> <p>2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された災害（以下「激甚災害」という。）激甚地震災害に係る集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）が6,000万円以上又は当該激甚地震災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10パーセント以上（激甚地震災害に係る集排復旧事業費が当該激甚地震災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5パーセント以上10パーセント未満である場合にあつては、当該激甚地震災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生した全ての激甚地震災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10パーセント以上）である場合にあつては、補助事業費の10分の8以内</p> <p>なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率2の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

旧

高知県農業集落排水事業費補助金交付要綱

別表第1（第3条関係）

補助金の名称	補助事業の種類	補助率
農業集落排水事業費補助金	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	（略）
	災害関連農村生活環境施設復旧事業（集落排水施設復旧工事）	<p>1 2の補助率が適用される場合以外の場合にあつては、補助事業費の10分の5以内</p> <p>2 激甚地震災害に係る集落排水施設の災害復旧事業（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）が当該激甚地震災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10パーセント以上（激甚地震災害に係る集排復旧事業費が当該激甚地震災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5パーセント以上10パーセント未満である場合にあつては、当該激甚地震災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生した全ての激甚地震災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10パーセント以上）である場合にあつては、補助事業費の10分の8以内</p> <p>なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率2の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>

追 加